令和4年 第6回

仙北市農業委員会総会議事録

令和4年5月9日(月)開催

仙北市農業委員会

令和4年 第6回仙北市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年5月9日(月)午前9時~
- 2. 開催場所 仙北市角館庁舎1階「101・102会議室」
- 3. 出席農業委員 (16人)

1番	佐	藤	和	2番	佐 藤	孝 典
3番	草	彅	良孝	4番	鈴木	八寿男
5番	小	玉	均	6番	佐藤	一 也
7番	大	石	知	8番	小田嶋	比左子
9番	千	葉	智永	10番	藤 村	紀 章
11番	青	柳	良信	12番	門脇	博美
13番	齋	藤	瑠璃子	14番	髙橋	政 敏
16番	眞	崎	純 孝	17番	藤村	隆 清

4. 欠席委員 (1名)

15番 荒木田 浩 生

- 5.議事日程
 - 第1 開会宣言
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
 - 第4 会務諸報告
 - 第5 1.報告
 - (1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出 について

2		議	事
_	-	-324	

(1)議案第16号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2)議案第17号

農地法第4条の規定による許可申請について

(3)議案第18号

農地法第5条の規定による許可申請について

(4)議案第19号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につ

いて

(5)議案第20号

現況非農地証明願に対する可否決定について

(6)その他

第6 閉会

6. 事務局職員

局 長阿部 聡 参 事 樫 尾 健

主 查 竹 下 義 博 主 事 浅 利 天 夢

7. 書記

主 事浅利 天夢

8. 議事録署名員

5番 小玉 均 6番 佐藤 一也

9.会議の概要

会 長 定刻前ですが、これより第6回仙北市農業委員会総会を開催致します。

議 長 本日の出席委員は16名、欠席委員は1名です。よって本委員会は定足数

に達しております。これより本日の会議を開きます。(8時57分)

議 長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に5番小玉委員、6番佐藤委員を指名します。会議書記は浅利主事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従 い進行致します。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

阿部局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(8時59分)

議 長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

阿部局長 《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

議 長 それでは議事に入ります。議案第16号農地法第3条の規定による許可申 請についてを上程します。事務局より説明を求めます。

樫尾参事 議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、内容の説明を 致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇地区、登記簿原野・現況畑が〇〇筆、登記簿現況共に田が〇〇筆、畑が〇〇筆、合計〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条使用貸借案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は経営移譲年金受給のため、経営承継となります。期間は〇〇年間となりま

す。説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長、現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第16号農地法第3条の規定による許可申請に

ついては、許可とすることに決定します。(9時3分)

議 長 次に議案第17号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し

ます。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 議案第17号農地法第4条の規定による許可申請について、内容を説明致

します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡となります。申請人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅で、施設の内容につきましても一般個人住宅となります。転用理由につきましては、令和〇〇年〇〇月に〇〇より帰郷し、現在実家に居住しているが、今後を考慮し、実家隣接地の自己所有農地へ一般個人住宅の建築を行うためとなります。なお、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで仙北農業振興地域整備計画書からは除外済となっております。資料をご覧ください。〇〇土地改良区から転用について合意するという意見書の提出をされております。またこちらは農地区分が第一種農地、転用は原則不可と

いう区分になっておりますが、許可の例外としまして、日常生活上・業務上

樫尾参事 必要な施設で、集落に接続して設置されるものという例外規定があります。 のでこちらのほうはそれに該当すると考えています。内容の説明は以上とな

ります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を14番髙橋代理よりお願いします。

14番髙橋 《現地確認報告》

議長現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、許可相当と決定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第17号農地法第4条の規定による許可申請に

ついては、許可相当と決定します。(9時6分)

議 長 次に議案第18号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し

ます。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について、内容の説明を

致します。

整理番号1番と2番、3番と4番については同一事業のため2つ一緒に説

整理番号1番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○

明させていただきます。

筆、面積〇〇㎡、賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は1番と同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。賃貸借権の5条の転用となります。賃借人は1番・2番とも角館町〇〇地区の〇〇〇〇

なります。転用目的は砂利採取、転用理由につきましては、砂利採取を行

樫尾参事 い、耕土を入れるためで、一時転用の案件となっております。期間は許可日 より○○年間となります。

> 整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇 筆、合計面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんと なります。整理番号4番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に 田、田〇〇筆、面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、賃貸人は1番と同じく〇〇地区の ○○さんとなります。賃貸借権の5条の転用となります。賃借人は3番・4番 とも〇〇株式会社となります。整理番号3番につきましては、転用目的は運 輸通信用地、施設等は送電線設備撤去に係る鉄塔資材置場、転用理由は送 雷線鉄塔について、立替を順次実施しており、申請地に高所よりの撤去資材 の荷卸し場・資材保管場として利用するためとなっております。整理番号4 番につきましては、転用目的は運輸通信用地、施設等は送電線設備設置に 係る鉄塔資材置場・休憩所等の設置、転用理由は送電線鉄塔について、立替 を順次実施しており、設置するための資材置場や休憩所等を設置するため となっております。備考欄に記載してますとおり一時転用の案件で、期間は 令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとなります。こ ちらの案件ですが鉄塔の建て替えということで鉄塔を立てることについて は農地法の許可が必要ないのですでに準備のほうを始めております。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇 筆、面積○○㎡、賃貸借の案件になります。賃貸人は田沢湖○○地区の○○ さん、賃借人は株式会社○○となります。転用目的は商業サービス、施設等 はコンビニエンスストア建築、転用理由につきましては、申請地周辺は国道 や住宅地が近接しており、今後申請地周辺で需要が見込めることからコンビ ニエンスストアの建築を行うためで、都市計画区域内農地となっております。 内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番、2番についてを4番 鈴木委員よりお願いします。

4 番 鈴 木 《現地確認報告》

議長 整理番号3番、4番についてを9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《現地確認報告》

整理番号5番についてを事務局よりお願いします。

樫尾参事 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号1番から4番は許可相当と整理番号5番は許 可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

異議無しと認めます。議案第18号農地法第5条の規定による許可申請に ついてのうち、整理番号1番から4番は許可相当、整理番号5番は許可と決 定します。(9時20分)

議長 次に議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 の承認についてを上程します。

議長 利害関係者の退席を求めます。7番大石委員。

《7番大石委員 退席》(9時20分)

議長 整理番号9番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承 認について整理番号9番について説明を致します。

竹下主査 整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇 筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号9番について、14番髙橋 代理よりお願いします。

14番髙橋 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用

議長 地利用集積計画の承認についての整理番号9番については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時22分)

議 長 利害関係者の復席を求めます。

《7番大石委員 復席》(9時23分)

議 長 利害関係者の退席を求めます。2番佐藤委員。

《2番佐藤委員 退席》(9時23分)

議 長 それでは、整理番号11番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号11番の内容について、説明を致します。

整理番号11番、農地の所在は角館町〇〇・〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を設定する者は〇〇県〇〇市にお住まいの〇〇さん、利用権の設定を受ける者は角

竹下主査 館町〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号11番について、3番草彅 委員よりお願いします。

3番草彅 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用 地利用集積計画の承認についての整理番号11番については、この策定を適 正と認め、承認することに決定します。(9時25分)

議 長 利害関係者の復席を求めます。

《2番佐藤委員 復席》(9時26分)

議 長 利害関係者の退席を求めます。6番佐藤委員。

《6番佐藤委員 退席》(9時26分)

議 長 それでは整理番号26番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号26番の内容について、説明を致します。

整理番号26番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇、〇俵となります。内容の説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号26番について私が説明し

ます。

17番藤村 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。 『無しの声あり』

議 長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。 『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用 地利用集積計画の承認についての整理番号26番については、この策定を 適正と認め、承認することに決定します。(9時28分)

議 長 利害関係者の復席を求めます。

《6番佐藤委員 復席》(9時28分)

議長 それでは、整理番号9番、11番、26番を除いて一括上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇 筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。所有権を移転する者は 角館町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は秋田県農業公社で す。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。公社特例売買事業の案件で、10年後の買受予定者は〇〇さんとなっております。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。所有権を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は秋田県農業公社です。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。公社特例売買事業の案件で、10年後の買受予定者は有限会社〇〇となっております。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○

竹下主杳

筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵と〇〇円、年額米〇〇.〇俵と〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は〇〇市にお住まいの〇〇さん、利用権の設定を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の農事組合法人〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の農事組合法人〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

竹下主査 整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇 筆、面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の農事組合法人〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区・角館町〇〇地区、登記簿 現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借案件となります。利用 権を設定する者は〇〇県〇〇市にお住まいの〇〇さん、利用権の設定を受 ける者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、 10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号12番から27番までは再設定の案件ですので説明は割愛させていただきます。整理番号28番から30番まではほ場事業に関係する中間管理事業の案件となっております。説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び 3.0番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議 長 整理番号2番について、13番齋藤委員よりお願いします。

13番齋藤 《現地確認報告》

議 長 整理番号3番について、事務局よりお願いします。

竹下主査 《現地確認報告》

議 長 整理番号4番から6番及び28番について、16番眞崎委員よりお願いします。

16番眞崎 《現地確認報告》

議 長 整理番号7番、8番について、14番髙橋代理よりお願いします。

14番髙橋 《現地確認報告》

議長整理番号10番について、2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤《現地確認報告》

議 長 整理番号29番について、1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤 《現地確認報告》

議 長 整理番号12番から25番及び27番については、再設定案件ですので現 地確認報告は省略します。

議長現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農用 地利用集積計画の承認については、整理番号9番、11番、26番を除いて、 この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時44分)

議 長 次に議案第20号現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 議案第20号現況非農地証明願に対する可否決定について、内容の説明 を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。所有者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。非農地の事由につきましては、申請地は昭和〇〇年月日不詳より宅地、昭和〇〇年月日不詳より雑種地として雑種地として利用しているためとなります。

整理番号2番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に畑、畑○○ 筆、合計面積○○㎡となります。所有者は角館町○○地区の○○さんです。 非農地の事由につきましては、申請地は平成年月日不詳より原野化しているためで、県営治山事業による保安林指定地として利用することとなっております。内容の説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番について、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《現地確認報告》

議 長 整理番号2番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。 『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり許可することにご異議ございませんか。 『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第20号現況非農地証明願に対する可否決定について、許可することに決定します。(9時50分)

議 長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 協議事項 (1)令和4年度県選出国会議員要請集会における要請事項 について

阿部局長 連絡事項 (1)今後の日程について

5月25日(水)農用地利用調整会議(午前9時~)

角館庁舎1階「101・102会議室」

6月3日(金)第7回農業委員会総会(午前9時~) 角館庁舎1階「101·102会議室」

議 長 これで令和4年第6回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。(9時55分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する					
令和4年5月9日					
署 名 員 5番					

_ 署 名 員 6番